

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
22	被災者台帳の作成に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

福津市は、被災者台帳の作成に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

福津市長

公表日

平成28年9月30日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	被災者台帳の作成に関する事務
②事務の概要	災害対策基本法第90条の3に基づき、市域に係る災害が発生した場合において、被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するための基礎となる台帳を作成する。
③システムの名称	1. EXCEL 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
被災者台帳ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) 番号法第9条 別表第一の36の2の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令) (平成26年内閣府・総務省令第5号) 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第28条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<p>・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二</p> <p>(別表第二における情報提供の根拠) :なし (被災者台帳の作成に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない)</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「災害対策基本法による被災者台帳の作成に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(56の2の項)</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総務部 防災安全課
②所属長	総務部 防災安全課 井上 廣幸
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号811-3293 福津市役所 総務部 総務課 文書法制係 住所:福岡県福津市中央1丁目1番1号 電話:0940-42-1111 ファクス:0940-43-3168 E-mail: somu@fukutsu.city.lg.jp
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	郵便番号811-3293 福津市役所 総務部 防災安全課 安心安全まちづくり係 住所:福岡県福津市中央1丁目1番1号 電話:0940-42-1111 ファクス:0940-43-3168 E-mail: anzen@fukutsu.city.lg.jp

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成28年9月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成28年9月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

